

## 災害時における畳の供給に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、浦安市域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）に畳の供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、市域で災害等が発生し、畳を調達する必要があると認める時に、乙に対し、その調達が可能な範囲で畳の供給を要請することができる。

2 前項の要請は文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭により要請を行うことができるものとし、後日、速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

### （提供の実施）

第2条 乙は、甲から前条による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

- (1) 避難所等までの畳の輸送
- (2) 利用後の畳の輸送

### （費用の負担）

第3条 乙が甲に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は甲乙協議して定めるものとする。供給された畳の処分費は原則として甲の負担によるものとする。

### （平常時における協力）

第4条 乙は、平常時に甲が実施する防災訓練、防災講習会等において、必要な協力をすることとする。

### （車両の通行）

第5条 甲は第1条に基づき、乙が物資を運搬及び供給する際の車両の通行を支援するものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

### （適用期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲・乙いづれも協定解除の意思表示をしないときは、さらに1年間期間を延長することとし、それ以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月21日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 松崎秀樹

乙 神戸市兵庫区永沢町三丁目8番8号  
5日で500枚の約束。プロジェクト実行委員会  
委員長 前田敏康